

山口県報

令和7年
2月25日
(火曜日)

目次

○公告

基本測量の実施（監理課）
公共測量の実施（九件）（監理課）

(二三) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（GNSS測量）

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

令和六年九月三十日から令和七年二月二十八日まで

(二四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和六年八月二十二日から令和七年三月二十一日まで

(二五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、美祢農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通
知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

美祢市秋芳町岩永本郷

三 作業の期間

令和六年九月二日から令和七年三月三十一日まで

(二六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
長門市三隅中
- 三 作業の期間
令和六年九月二十五日から同年十一月二十九日まで

- 一 作業の種類
公共測量(UAVレーザ測量及び数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
長門市三隅下
- 三 作業の期間
令和六年十月十五日から同年十一月二十九日まで

(二七) 公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知
がありました。

令和七年二月二十五日
山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
萩市大字下田万
- 三 作業の期間
令和六年九月三十日から令和七年三月二十八日まで

(二八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、陸上自衛隊中央情報隊地理情報隊長から次のとおり公共測量を実

施する旨の通知がありました。

- 令和七年二月二十五日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 作業の種類
公共測量(水準測量)
- 二 作業の地域
下関市松屋本町二丁目及び松屋本町三丁目
- 三 作業の期間
令和六年十月四日から同月十五日まで

(二九) 公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所長から次のとおり公共
測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日
山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(水準測量)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和六年十月七日から令和七年二月十四日まで

(三〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、中国四国農政局南周防農地整備事業所長から次のとおり公共測量
を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

- 山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 作業の種類

令和六年十月二十八日から令和七年三月二十八日まで

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

柳井市伊保庄

三 作業の期間

令和六年十月十五日から令和七年二月二十八日まで

(三二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量、UAVレーザ測量)

二 作業の地域

山口市大内氷上一丁目

三 作業の期間

令和六年十月十七日から令和七年二月二十八日まで

(三三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和七年二月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁